

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成23年6月28日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成23年6月28日

鳥取県教育委員会
委員長 笠見 幸子

記

1 鳥取県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく下記の無形文化財の指定及び同条第2項の規定に基づく下記の無形文化財の保持者の認定について
無形文化財「陶芸」

陶芸とは、陶土あるいは磁土を主原料とし、窯で焼成して、いわゆる陶磁器を作る技術の総称である。主原料の配分、轆轤や手びねりなどの成形方法、焼成方法、釉薬や絵付などの加飾技法などにより、様々な種類の陶磁器が作られている。

保持者として、鳥取市の前田昭博氏等が挙げられる。

前田氏は、壺を中心にさまざまな形態の白磁の器を制作。確かな轆轤技術による成形と、指先や手のひらで丹念に面取を施こすことで生まれる稜線のフォルム、しっとりとした吸い付くような温かみのある釉調、そこに生じる光の陰影による空間美は、日本陶芸展や日本伝統工芸展などで高い評価を得ている。



白瓷面取壺 1991年（鳥取県立博物館所蔵）

2 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく下記の無形民俗文化財の指定について

無形民俗文化財 大山のもひとり神事（大山町）

毎年7月14日、15日に大山で行われる神事。14日に大神山神社奥宮で夕祭が行われた後、15日深夜1時半より大山山頂へ向かい、頂上付近の石室で神祭執行後、霊水と薬草を採取する。江戸時代は、大山寺により写経と経筒埋納を伴う弥山禅定として行われていたが、廃仏毀釈を受けて現在の大神山神社奥宮を主体とする形に変わった。

大山の原初信仰を残し、また、廃仏毀釈という大きな変化を受けながらも行事が続けられている点で、貴重な無形民俗文化財といえる。



霊水採取